

## Q&A (事業全般に関するご質問)

No.	質問	回答
<b>申請要件</b>		
1	様式1 応募申請書の申請者は誰にすればよいですか。	申請は、会社の代表者等権限のある方の申請としてください。代表権等がない方が申請者となる場合は、委任状を添付してください。(社内規定等内規で権限等の委譲が明示されている場合は、社内規定等内規でも可としますが、原本証明を行ってください。)なお、共同申請の場合は別紙(共同事業者用)をあわせて提出願います。
2	実施計画書様式2の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	実際に補助事業を行う部署の責任者(部長等)としてください。
3	実施計画書様式2の「事業の窓口となる方」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、機構と連絡を取り合える方としてください。
4	機構が開催される公募説明会への参加は、本事業に応募するための必須条件となっていますか。	本事業に応募するための必須条件ではありません。
5	CO2削減対策促進事業なので、申請要件にCO2削減量の基準がありますか。	採点基準等に係ることなので、明らかにできません。
<b>申請方法等</b>		
6	申請窓口はどこですか。	一般財団法人環境優良車普及機構「物流CO2削減対策事業」執行グループが窓口となります。
7	申請書は持込みでも構いませんか。	郵便、総務大臣の許可を受けた事業者が扱う信書便での送付あるいは持参(平日9時から17時まで)とします。
8	同一の事業で、複数の場所で実施する事業の補助申請を行う場合、どのように申請すればよいですか。まとめた申請は可能ですか。	事業者毎にまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。まとめて申請する場合、事業の一部が採択されることはありません。ただし、物流拠点の低炭素化促進事業については、物流施設を申請単位としてください。
9	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書を元に作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
10	導入を予定している機器は、国内では2社しか製造しておらず、2社分の見積書しかありませんが、受け付けてもらえますか。	2社分の見積書しかない場合は、明確な内容(2社しか製造していないなど)を記載した理由書をご提出ください。
11	応募申請書等をCD-Rで送付する場合は、必要書類をPDFに落とし込んで送付してもよろしいですか。	様式1(応募申請書)、様式2(実施計画書)、様式3(経費内訳)と別添(ハード対策事業計算ファイル)資料をEXCEL、WORDの状態CD-Rに落とし込んで送付してください。PDFは認めていません。
12	応募申請書の提出は、正本1部、副本1部となっていますが、「様式1」、「様式2」、「様式3」、「添付資料等」はひとつにまとめてホッチキスで留めていいのでしょうか。	ホッチキスで留めないでください。ただし、「正本」、「副本」という形で2部に分けて提出してください。
13	「暴力団排除に関する誓約事項」の申請者について、代表者名(社長名)でなく、事業実施計画書に記入する事業実施の代表者名(部長名)でもよろしいですか。	様式1応募申請書の申請者と同じ方の記名、押印としてください。
14	応募申請の様式は決まっていますか。	応募申請書(様式1)、実施計画書(様式2)、経費内訳(様式3)は、必ず所定の様式を使用してください。様式2及び3については、各事業ごとに使用する様式が異なりますので必ず応募を希望する事業の様式か確認してください。

No.	質問	回答
<b>応募申請時の提出書類</b>		
15	添付書類の見積書や請求書および領収書は、様式の指定がありますか。	指定の様式はありません。各社の様式により提出いただいて構いません。
16	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、市町村が申請者の場合は添付は不要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
17	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか。	問題ありません。
18	貸借対照表・損益計算書は、グループ全体の連結決算書でもよろしいでしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書等経理状況がわかる書類を提出してください。
19	ファイナンスリースの場合、応募書類(業務概要、定款、直近2期貸借対照表、2期損益計算書、事業の許可証、暴力団排除の誓約書)は、共同事業者も必要ですか。	応募申請者(リース会社)分と共同事業者分をそれぞれ提出願います。
20	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。
21	所要経費の欄の基準額には何を記載すればよろしいですか。	基準額が設定されている事業は、「31ftコンテナ導入促進事業」だけです。その他の事業に応募される場合には、「基準額」の欄には「-」をご記入ください。
22	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	個別での相談は可能ですが、原則メールでご相談いただきますようお願いいたします。
<b>申請の辞退等</b>		
23	応募申請後、諸事情により申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいですか。	申請を辞退する場合は、必ず機構にご連絡ください。
<b>共同実施</b>		
24	共同実施を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助事業の全部または一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とします。
<b>事業年度</b>		
25	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	2月末日までに事業を完了(検収確認・竣工確認等)してください。また、発注先への支払いを原則として完了させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出してください。)
26	複数年度事業の申請方法はどうかすればよいですか。	補助事業経費を年度毎に明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請をしてください。様式3(経費内訳書)については、全事業期間分および28年度分を別々に作成してください。採択後は年度毎に交付申請を行い、交付決定後に契約・発注を実施することになります。
27	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しなければ補助対象となりません。

No.	質問	回答
28	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合で、次年度も必ず採択されることになりますか。	次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
<b>補助事業で導入した財産の処分</b>		
29	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。これを処分の制限期間に処分する時は機構に申請し承認を受けなければなりません。処分制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)となります。
<b>補助対象経費</b>		
30	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費の区分・費目は、公募要領P13 4. (3)、別表第1、別表第2をご確認ください。
31	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	補助対象外となるのは下記の経費等です。 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費。 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費。 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む)。 ・本補助金への応募・申請等に係る経費。 ・官公庁等への届出等に係る経費。 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等。 消費税も原則対象外となりますが、詳細は問49をご覧ください。
32	補助対象経費に事業を行うために必要な工事費、設備費及び事務費とありますが、事務費の具体的な内容を教えてください。	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます(公募要領別表第1)。個々の内容については、公募要領別表第2を参照願います。
33	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になります。採択額を超える補助金交付申請はできません。
<b>補助額</b>		
34	交付申請書の額で交付決定を受けた場合、最終的な補助金額はこの額と同じでなければならないですか。	交付決定された額が上限となります。決定額を下回る場合は、交付規程第6条に従って、変更交付申請書を提出していただきます。
<b>補助事業における発注</b>		
35	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
36	工事業者等への補助事業の発注(契約)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程第15条で定める場合を除き、補助金の交付対象とはなりません。
37	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。	競争入札若しくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。
38	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	問題ありません。

No.	質問	回答
39	当社は、メーカーからの直接購入はしておらず、代理店を通じての購入を予定しています。相見積の取得に際し、同じ代理店を通じて他メーカーの見積書を取得してもよろしいですか。	見積書の取得については、競争原理を図ることになっており、同じ代理店から相見積書を取得しても、競争原理が図られているとは考えられません。他のメーカー若しくは他の代理店から直接見積書を取得してください。
40	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、機構の承認を得る必要があります。
41	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
<b>利益等排除</b>		
42	様式2(実施計画書)に記載のある補助対象経費の調達先について、「100%同一資本に属するグループ企業」がありますが、原則入札行為としている中で、こういったケースでここを選択できるのでしょうか。	入札、三社見積りの結果、グループ企業が一番安価で決定した場合は。
43	補助対象経費の中に自社製品の調達があります。この場合、「利益等排除」の対象となるのですか。	対象となります。補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価をもって補助対象経費に計上することになります。(環境省所管の補助金に係る事務処理手引(平成28年4月)P2最下行参照) <a href="https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804160323set.pdf">https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804160323set.pdf</a>
44	ファイナンスリース事業者が、100%同一資本のグループ会社若しくは関係会社から設備を調達した場合、利益等排除は必要ですか。	100%同一の資本であっても、別会社であれば利益等排除の必要はありません。自社調達でないものは、利益等排除の適用はありません。
<b>圧縮記帳</b>		
45	圧縮記帳は適用されますか。	補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。なお、規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

No.	質問	回答
<b>他の補助金との併用</b>		
46	他の補助金と併用は可能ですか。	<p>国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受けるとは、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。</p> <p>地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当機構)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。</p> <p>なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当機構の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当機構からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。</p> <p>以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。</p>
47	本事業については、政治資金規正法の規制対象となる補助事業ですか。	今回の「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」については、政治資金規正法による献金規制とはなりません。
<b>代替元設備の処理</b>		
48	代替元設備の処置はどうすればよいですか。	廃止の届出等は必要ありません。もしスクラップ収入等があった場合は「寄付金その他の収入」に記載いただき総事業費から差し引きます。
<b>消費税</b>		
49	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。</p> <p>ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <p>①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者</p>
<b>事業報告書</b>		
50	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	メーターにつきましては、補助対象外となります。新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。
51	稼働増などにより、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくこととなります。また、今後の対策(案)を提示いただくこともあります。
52	事業報告書において、実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の計画と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。

No.	質問	回答
<b>ファイナンスリース</b>		
53	ファイナンスリース取引とは、どのようなリース取引ですか。	当該リース取引を途中で解約できず(ノンキャンセラブル)また、当該リース資産に係るコストをすべて負担する義務(フルペイアウト)を負うリース取引のことです。
54	転リース取引は当該補助の対象となりますか。	補助対象となりません。ただし、水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業については、補助対象として認められます。
55	リース契約を締結する場合、「リース料金が月毎に変動するような形態」の契約は認められますか。	補助金がリース契約の中に反映されていれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。
56	リース会社が申請した場合で、補助金返還にあたる事由があった場合、補助金を返還するのはリース会社でしょうか。	代表申請者であるリース会社に返還命令が出されます。
<b>その他</b>		
57	補助金の入金はいつになりますか。	機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後機構から補助金を支払います。
58	補助金は誰に振り込まれますか。	補助金は機構から直接申請者に振り込みます。
59	中小企業者に該当するかどうかの判断基準を教えてください。	「中小企業基本法第2条第1項」を参照してください。資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(卸売業、サービス業、小売業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
60	実施計画書1. 申請者等の概要の【算出可能な直近2か年の事業者全体のエネルギー使用量】については、主務大臣に報告していない事業者は、記載する必要はないですか。	主務大臣に報告していない事業者については、記載する必要はありません。
61	実施計画書の「事業の効果」のところに「※機器・設備の耐用年数の根拠資料を添付すること。」とありますが、具体的にどのような資料を添付すればよいのですか。	一般的には、国税庁の耐用年数表と当該部分の抜粋。または、メーカーの基準等を根拠資料として添付願います。
62	応募書類に不備(整合性・書類不足等)がある場合、何の連絡もなく却下となりますか。	応募申請書類受理後、申請書類を精査し、必要な場合は、連絡させていただきます。
63	応募書類にある事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しとは、具体的にどのような書類になりますか。	営業用倉庫業者である証明、貨物運送事業者である証明などがあげられます。
64	ランニングコストの減少額は、どのように算出すればいいのですか。	本事業で導入する設備等を維持するための費用で、装置を動かすために必要な1年間あたりの光熱費や消耗品代、定期メンテナンス費用について事業実施前、事業実施後のそれぞれについて計算し、その費用の差額をランニングコストの減少額とします。一般的な維持に要する費用とは、エネルギー価格(燃料費、電気代、水道代、ガス代、自動車重量税(自動車税、自動車取得税は除く))をいいます。
65	法定耐用年数の期間内に会社の社名変更や合併により使用者名が変わった場合、補助金の扱いはどうなりますか。	社名変更や合併による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認できれば、補助金の返還の必要はありません。ただし、変更等の手続きが必要となりますので、機構にご相談ください。
66	補助対象となる設備・機器等を購入し、補助を受けてすぐに売却することは認められますか。	認められません。法定耐用年数の期間内に財産処分すると、補助金の返還が求められます。
67	法定耐用年数の期間内に、使用者を支店から本店に変更することは構わないでしょうか。	会社の組織内での使用者名の変更の場合、補助金の返還の必要はありません。ただし、変更承認申請等の手続きが必要です。
68	事業の執行途中に調査はありますか。	事業の執行状況の確認を含めて、現地調査を行う場合があります。

Q&A ( 2.物流拠点の低炭素化促進事業 )

No.	質問	回答
<b>要件</b>		
1	新倉庫を建設するのですが、新しい倉庫の照明の高天井LED照明機器は補助対象になりますか。	既存の倉庫の代替として新倉庫を建設する場合(スクラップ・アンド・ビルド)、若しくは、既存の複数の倉庫機能を新倉庫に移転し集約する場合で、その対応関係が明確に認められる場合は、補助対象となります。
2	倉庫業の許可を得ていますが、営業倉庫でなく、本社ビルも補助対象となりますか。	補助事業の対象となるのは営業倉庫(倉庫業法の登録の際申請している倉庫)のみとなり、本社ビルは補助対象外です。
3	他社所有の倉庫をテナントで借りています。他社倉庫内の自社設備の更新は補助対象となりますか。	借りているスペースを自社で営業倉庫として登録していれば可能です。
4	複数ある倉庫のうち、1棟のみ高天井LED照明機器に変更し、CO2の削減を検討しておりますが、総合の電気メーターで計測しているため、変更部分のみの計測ができません。CO2削減量(率)は理論値でもよろしいですか。	可能であれば計測器により実測値を出して頂きますが、計測器は補助対象外であるため、取り付けが困難であれば理論値でも結構です。
5	工事終了後も継続してデータの算出及び提出する必要がありますか。	補助事業完了後、その年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に事業報告書の提出が必要です。
6	導入する設備の価格に最低金額はありますか。	導入する設備の価格に最低金額はありません。
7	本事業の補助額の上限は、1事業当たり5,000万円とありますが、1つの物流施設に高天井LED照明機器、断熱パネルの2つを導入する場合、2つ合わせて5,000万円が上限でしょうか。	施設毎に申請して頂きますので、5,000万円が上限となります。
8	リース利用の場合、ファイナンスリース会社がISO14001を取得していれば、実施計画書の【環境配慮への取組み】に記載することは可能でしょうか。	実施計画書の【環境配慮への取組み】には、リース会社でなく設備を導入する会社・事業所としてのISO認証取得状況を記載してください。
9	公募要領に記載されているISO14001、グリーン経営等の認証関係は必須条件でしょうか。	必須条件ではありませんが採択時の審査の対象となります。
<b>対象設備</b>		
10	「太陽光発電設備(蓄電池含む)」で、パワーコンディショナー等は補助対象となりますか。	パワーコンディショナーや接続箱等、補助事業を実施するために必要な設備と認められるものは補助対象設備となります。
11	太陽光パネルの設置に際し、屋根面への遮熱及び耐荷重の強化は補助対象ですか。	屋根面の遮熱及び耐荷重の強化等につきましては補助対象外となります。
12	太陽光発電について蓄電池等の容量制限はありますか。	特に容量制限はありません。
13	既存の照明を高天井LED照明機器にしたいのですが、施設全体でなく、一部の更新でも補助対象となりますか。	一部の更新でも補助対象となります。
14	直管型蛍光灯器具を直管型高天井LED照明機器に交換したいのですが、補助の対象になりますか。	対象となる高天井LED照明機器は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針P110からP112に記載されている照明器具で、JISZ 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光速12,000lm以上のものをいいます。 <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/glaw/archive/bp/h28bp.pdf">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/glaw/archive/bp/h28bp.pdf</a>

No.	質問	回答
15	補助の対象となる変圧器は、どのようなものですか。	補助の対象となる変圧器は、以下の通りとなります。 環境物品等の調達に関する基本方針 <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/glaw/archive/bp/h28bp.pdf">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/glaw/archive/bp/h28bp.pdf</a> P185からP186ページを参照願います。
16	対象設備に「断熱パネル」が挙げられていますが、冷却サイロの外壁を遮熱塗装によって断熱性能を高めるといった工事は、本件に該当するのでしょうか。	対象設備である「断熱パネル」については、塗装によるものは補助の対象にならないとの判断がされております。従って、塗装によって断熱性能を高めるといった工事は、補助対象となりません。
17	断熱パネルを施していない既存設備へ新規に天井及び壁面への断熱パネルの設置工事を行う場合は、補助対象となりますか。	断熱パネルは、それ自体の導入により空調に使用される消費電力が少なくなることが考えられ、公募要領P6、bのただし書きに該当するため、省エネ効果を実証される場合においては、断熱パネルの新規導入とその設置に伴う工事についても補助対象となります。
18	代替える電動式フォークリフトの条件として、定格荷重3t未満とありますが、3t車両は対象となりますか。	定格荷重3tの電動式フォークリフトは、補助対象となりません。
19	既存のエンジンフォークリフトを、新規に電動式フォークリフト若しくはLPGフォークリフトへ変更する場合も、対象設備に該当するのでしょうか。	定格荷重3t未満かつ電動式フォークリフトへ変更する場合は補助対象となりますが、LPGフォークリフトへ変更する場合は補助対象外です。
20	電動式フォークリフトを導入した場合、オプションも補助対象となりますか。	アタッチメントと爪以外は、原則補助対象外です。
21	電動式フォークリフトの充電設備は対象ですか。	当該事業に必要なものでしたら補助対象となりますが、充電設備のみの導入は補助対象外です。
22	古い電動式フォークリフトの入替えは対象でしょうか。	既存のものよりCO2削減が見込めれば、応募申請可能です。
23	購入予定の電動式フォークリフトについて、次の諸費用は補助の対象でしょうか。検査登録手続き代行費用、車庫証明手続き代行費用、届出手続き代行費用、納車費用、自動車損害賠償責任保険	補助対象経費は、事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費)、設備費及び事務費となっており、内容については別表第1、第2(公募要領P23～P25)に記載していますが、お問い合わせの諸経費はいずれも含まれておらず、補助対象外となります。
24	設備を導入する場合、古い設備と新しい設備を併用できますか。	基本的に古い設備は取り払う必要があります。
25	垂直型連続運搬装置には、エスカレータ方式とエレベータ方式があります。エレベータ方式でも申請可能ですか。	消費電力の削減等、既存設備よりCO2削減効果が出せれば申請は可能です。
26	電動式フォークリフトの代替に台数条件はありますか。	台数の制限はありません。ただし、1申請につき5,000万円が上限額になります。
27	既存設備より効率が良いものとは、どう判断するのですか。	最終的には、消費電力を用いてCO2削減効果が確認できれば構いません。
28	変圧器の更新を行います。現在100KVAから200KVAに容量を変更したいのですが、補助申請可能ですか。	容量の変更は可能です。ただし、それによりCO2排出量が増大する場合は補助対象外になります。
<b>申請、その他</b>		
29	事業実施の事業者名は、法人名ではなく申請する物流施設名でしょうか。	事業者名には法人名を記入してください。営業所等の名称は、補助対象となる物流拠点の概要欄に記入してください。
30	会社全体で20台電動式フォークリフトの購入を予定しておりますが、施設ごとに申請した場合、施設によっては、1台の購入となります。それでも申請は施設ごとでしょうか。	施設ごとの申請となります。
31	ISO14001等の取得状況の対象の記載は、会社全体の実績、若しくは申請する倉庫単独の取得を記載するのですか。	会社全体の実績のうち補助対象施設が含まれているものであれば記載し、その認定通知書等の写しを添付してください。
32	経費内訳は、見積内容が機械器具費と工事費が別々でも構いませんか。	経費内訳は、公募要領の費目別に記載しますが、記入内容と根拠資料(見積書)と整合させてください。

No.	質問	回答
33	電動式フォークリフトの見積りを行った場合、「下取り」が生じた場合はどのように考えればよいですか。	下取りがある場合は、経費内訳(様式3)の寄付金その他の収入に金額を入力し、フォークリフトの総額から差し引いて補助対象経費を算出願います。
34	倉庫の隣地には事務所が併設しており、使用電力は一括管理され、倉庫単独で把握することができません。そのため事業実施前の比較データがなく、事務所を含めた使用電力の比較で応募及び実績報告等は可能でしょうか。	按分で構いませんので、対象施設のみ使用電力を算出し、根拠資料等を添付してください。
35	公募要領に、ファイナンスリースの場合、「法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容」とありますが、高天井LED照明機器の法定耐用年数が15年ですので、リース契約期間も15年とする必要があるのでしょうか。	リース期間が15年未満の場合、15年間は再リースを行う旨をご記載ください。
36	交付決定後、倉庫内荷主の都合等により本工事を断念せざるを得ないケースが発生した場合、対応はどのようなのでしょうか。	以下の規定が適用されます。交付規程P3(交付の条件)第8条第四号補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。(交付決定の取消し等)第14条機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合は又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(中略)2 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
37	高天井LED照明機器の法定耐用年数である15年以内に照明器具の入替(寿命によるもの)を行った場合、補助金返還を行うこととなるのでしょうか。	高天井LED照明機器で、法定耐用年数内での寿命により交換が必要な場合は、財産処分の申請が必要となる場合があります。
38	CO2排出量の削減目標量を算出する際には、メーカーのカタログによる年間エネルギー消費量をもとに算出しているのでしょうか。	メーカーのカタログによる年間エネルギー消費量をもとに算出していただいで結構です。
39	本事業の補助により導入する設備等について、国から他の助成金を受けてはならないという条件がありますが、過去に助成金を受けていた場合も当てはまりますか。	今回、補助を行う事業において、国から他の補助金を受けてはならない(重複受給になってはならない)ということですので、過去のものは当てはまりません。
40	今回応募申請をしようとしている会社は複数の倉庫を所有していますが、その中の1つの倉庫を他の補助金の対象とし、別の場所にある倉庫を本事業の補助金の対象とするというように使い分けることは可能でしょうか。	物流施設ごとの申請となっておりますので、申請した倉庫以外の施設において他の補助金を受けることは、問題ありません。
41	倉庫業の許可またはトラックターミナル事業の許可は、応募申請時点で必要ですか。	応募申請時点で必要です。

### Q&A ( 3.鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業 )

No.	質問	回答
<b>要件</b>		
1	公募要領に対象事業の要件から除かれる場合として「既存の設備・機器の代替えを行う場合(事業計画を実現するために不可欠な設備・機器への代替えを除く。)」とありますが、「事業計画を実現するために不可欠な」という文言は具体的にどのようなことをいうのでしょうか。	購入しようとする設備・機器が「事業計画を実現するために不可欠な」ものに該当するかどうかは、個別の事業計画を踏まえて判断させていただきます。

Q&A ( 5.水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業 )

No.	質問	回答
<b>申請・その他</b>		
1	電動フォークリフトの導入を予定していますが、事業計画書5. 事業の効果のCO2削減効果欄の「事業前のCO2排出量」の「事業前」とは、何を持って「事業前」とすればいいのでしょうか。一般的なエンジンフォークリフトを使用していたらと想定した場合でしょうか。	CO2排出量につきましては、事業前と比較する必要がありますので、事業前を想定して算出する必要があり、何らかの根拠資料が必要です。1例として、導入する電動フォークリフトと同性能のエンジンフォークリフトを比較して算出する方法もあります。この場合は、製造メーカーが作成した根拠資料を添付してください。
2	急速充電フォークリフトにつきましては、電源を新設するか既存の電源設備の容量をアップする必要があります。この際の電源工事費用は、補助の対象となりますか。	本事業においては、電動フォークリフト単体に対する補助ですので、いずれの場合も電源工事費用は、補助対象外となります。
3	事業の実施場所が複数箇所(本社以外)となる場合、実施計画書の「事業の主たる実施場所」の記載はどのようにすればよいでしょうか。	実施計画書には主たる実施場所のみを記載し、それ以外の実施場所については別添資料に記載して提出(図面を添付する。)してください。
4	補助事業者の要件はあるのでしょうか。例えば、製造メーカーでも補助事業者の対象となりますか。	補助事業者の要件は、公募要領P10「ウ補助事業者」の(ア)、(イ)、(ウ)をご参照ください。ただし、製造メーカー様が上記に該当(導入する者若しくはファイナンスリースにより提供)する場合であれば、対象となります。ただし、製造メーカーが導入する場合は、利益等排除を行い、原価にて申請してください。

以上